第十号の三様式(用紙日本産業規格A4)(第六条の五関係)

更　正　請　求　書

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

※処理事項	発信年月日				
	通信日付印	確認			

所在地及び電話番号		(電話　　)	
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)	
(ふりがな) 代表者氏名			
地方税法　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	・　・　から　・　・　まで		
摘要		更正の請求前	更正の請求後
道府県民税	課税標準等	円	円
	税額等		
事業税(法第72条の2第1項第1号・第2号・第3号に掲げる事業)	課税標準等　所得等		
	課税標準等　付加価値額		
	課税標準等　資本金等の額		
	課税標準等　収入金額		
	課税標準等　欠損金額等		
	税額等		
特別法人事業税	課税標準　基準法人所得割額		
	課税標準　基準法人収入割額		
	税額等		
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	・　・	
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	・　・	
	第2号の更正・決定等のあった日	・　・	
	第3号の政令で定める理由の生じた日	・　・	
法第53条の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	・　・	
法第72条の33の更正の請求の場合	修正申告書の提出日	・　・	
	更正・決定の通知を受けた日	・　・	
	国の税務官署の更正・決定の通知日	・　・	
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項			
連結親法人の本店所在地及び電話番号		(電話　　)	
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　　支店　口座番号(普通・当座)	
関与税理士署名		(電話　　)	

第10号の3様式記載要領

1　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第53条の2若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

2　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所(外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

4　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

5　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

6　道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

7　「事業税（法第72条の2第1項第1号・第2号・第3号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

8　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

9　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、各事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)において当該請求を行う法人が連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同

じ。)がある連結親法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11　「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

12　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。)第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人(連結子法人に限る。)である法人が記載すること。